

ワイドバンドシステム研究会 研究活動奨励賞 選奨規定
(令和6年6月17日 専門委員会議決)

- 第1条 ワイドバンドシステム研究会研究活動奨励賞（以下、研究活動奨励賞と略す）は、各年度のワイドバンドシステム研究会ならびにワイドバンドシステム研究専門委員会が主催する総合大会及びソサイエティ大会において、第一著者として執筆し、かつ、当日発表を行った講演者のうち、多くの研究発表を行った講演者に対して授与される。
- 第2条 研究活動奨励賞は、以前に受賞歴のある講演者が受賞しても差し支えない。
- 第3条 研究活動奨励賞の受賞者には、賞状を授与する。最も多くの研究発表を行った受賞者には、賞状に加えて副賞を授与する。副賞は、1件あたり5,000円相当の図書カードとする。
- 第4条 研究活動奨励賞の授賞者を選定するため、ワイドバンドシステム研究専門委員会幹事団は、当該年度の講演者の研究発表件数を集計し、3件以上の研究発表を行った講演者を授賞候補者として、合議により授賞者を決定する。
- 第5条 授賞者の氏名をワイドバンドシステム研究会ホームページ等で公表する。
- 第6条 この規定の改廃は、ワイドバンドシステム研究専門委員会の議決によって行う。
- 付 則
この規程は令和6年6月17日から施行する。

以上